

社会福祉法人永生会 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人永生会（以下「当法人」という）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程における常勤役員とは当法人を主たる勤務場所とする理事長（週32時間以上の勤務）及び施設長等の施設職員の理事をいう。常勤役員以外の役員を非常勤役員という。

（報酬等の支給）

第3条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- （1）常勤の理事長については、報酬、賞与及び退職慰労金を支給する。
 - （2）施設長等の施設職員の理事については報酬を支給しない。
 - （3）常勤の役員で理事長職を辞任した理事のうち、引き続き法人経営にたずさわって週20時間以上勤務し、主たる勤務先が当法人である者
 - （4）非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給するとし、賞与及び退職慰労金は支給しない。
- 2 理事長に対する退職慰労金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡した者については、その遺族に支払うものとする。

（常勤役員等の報酬等の基準）

第4条 常勤の理事長に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬については、別表1に定める基準に基づき決定
- （2）賞与については、別表2に定める額
- （3）第3条第1項（3）の理事に対する報酬の額は、別表3に定める。
- （4）退職慰労金については、別表4に定める額
- （5）通勤手当については、職員給与規定第21条の規定に準ずる額

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- （1）報酬については、別表5に定める額

(2) 交通費については、別表6に定める額

(3) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、永生会旅費細則に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（報酬等の支給方法）

第6条 常勤の理事長に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- 1 報酬等は通貨をもって本人（死亡により退任した場合の退職慰労金にあたっては、その遺族（以下同じ。））に支払う。但し、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の口座に振り込むことができる。
- 2 退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1か月以内に支給する。
- 3 退職慰労金の在職年数は、平成12年4月1日以降を算定に当たり起算日とする。
- 4 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

（報酬等の日割り計算）

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

（公表）

第9条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

(1) この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(2) この規程は、平成29年7月1日から施行する。

別表1（理事長報酬）

	報酬（月額）
理事長	500,000円以下

別表2（理事長賞与）

7月支給	（月額報酬）×2ヶ月
12月支給	（月額報酬）×2ヶ月

別表3（理事長職を辞任した理事）

月額報酬	360,000円以下
------	------------

別表4（理事長退職慰労金）

算定式	在職時平均報酬月額×在任年数×功績係数（1～1.5）
-----	----------------------------

* 在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。
ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表5（非常勤役員の報酬）

	日額報酬
理事（常勤の役員以外）	1回につき10,000円 理事会出席以外で法人及び施設運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合も同額とする。
評議員	1回につき10,000円 評議員会出席以外で法人及び施設運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合も同額とする。
監事	1回につき10,000円 但し、税理士・公認会計士・弁護士は20,000円とする。 また決算監査並びに税務調査時等で全日にあたる場合は1回につき50,000円とする。

* 源泉徴収後の支給額とする

別表6（非常勤役員の交通費）

交通費は燃料代と高速道路使用代を合わせた額とする。	
燃料代	<p>ガソリン単価×往復走行距離</p> <p>* ガソリン単価は「自家用自動車業務使用に関する規程」に基づく単価とする。</p> <p>* 走行距離は自宅から役員会会場までの距離とする。</p>
市外在住の役員が出席する際の高速代	実費支給